

○岩見沢市建設工事共同企業体運用基準

平成 7年 3月24日制定
最終改正 平成27年 3月17日

(目 的)

第1条 この運用基準は、別に定めのあるものを除き、岩見沢市の工事発注に関し、工事の確実かつ円滑な施工を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために、建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この運用基準において、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定企業体」という。）とは、特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この運用基準において、「経常建設共同企業体」（以下「経常企業体」という。）とは、優良な建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、中小建設業者の経営力・施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

(特定企業体の対象工事)

第3条 特定企業体の対象工事の種類及び規模は、次に掲げる工事で、工期及び内容並びに技術的特性等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認められる工事（以下「特定工事」という。）とする。

- 一 土木（一般土木、舗装、下水道、橋梁等）及び建築物の建設工事で、設計額が概ね5億円以上のもの
- 二 その他（電気配線、管、塗装、道路標識、造園、機械設置等）の建設工事で、設計額が概ね1億円以上のもの

2 前項各号に定める設計額の概ね2分の1以上の建設工事で、特殊な技術を要する工事、又は、技術的難度の高い工事で、共同請負により施工させることが特に必要と認められる場合は、特定企業体に施工させることができる。

(特定企業体と単体企業との混合指名)

第4条 特定工事であっても、単体で施工できる業者がいると認められるときは、単体企業と特定企業体との混合による指名とする。

(特定企業体の構成と員数)

第5条 特定企業体の構成は最上位等級に格付けされている者同士又は最上位等級及び第2位等級に格付けされている者との組合せとし、構成員数は2ないし3社とする。ただし、施工技術上特段の必要性があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、第3位等級に属する者を構成員とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、建築物の建設工事にあつては、特定企業体の構成は最上位等級に格付けされている者同士とし、原則として、その構成員数は3社とする。

(經常企業体の活用対象)

第6条 經常企業体を活用する場合は、第2条第2項の特性に基づき、効果的に工事施工が確保できると認められる經常企業体を対象とする。

(經常企業体の対象工事)

第7条 經常企業体の対象工事の種類及び規模は、単体企業の場合に準ずるものとするが、各構成員が技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。

(經常企業体と単体企業との混合指名)

第8条 発注に当って、經常企業体と単体企業との混合指名は差し支えない。

(經常企業体の構成と員数)

第9条 經常企業体の構成は、同一等級又は直近等級に格付けされている者との組合せとする。ただし、下位3等級企業に十分な施工能力がある場合には、直近2等級までの組合せを認めるものとする。

2 構成員数は2ないし3社とする。

(共同企業体の代表者)

第10条 代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

(共同企業体の出資比率)

第11条 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上とする。

(共同企業体の結成方法)

第12条 共同企業体の円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく結成をさせる必要があることから、予備指名を行わず自主結成とする。

(共同企業体の資格要件等)

第13条 構成員は次の各号の要件を満たす者とする。

一 岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年訓令第14号）第4条の規定に基づく資格者名簿に登録されている者であること

二 登録された工事種別につき、公共工事の元請として実績があること

三 登録された工事種別に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し工事の施工に当っては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること

2 特定企業体においては、工事の種類及び規模等により、前号のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

(資格審査)

第14条 共同企業体の資格審査は、岩見沢市工事参加資格者審議会において、適格事項を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 共同企業体の等級は構成員の上位等級とする。

(登録)

第15条 前条の審査の結果、適格者は資格者名簿に登録するものとする。

(資格審査の提出書類)

第16条 共同企業体の資格審査申請は、結成の都度次に掲げる書類を提出するものとする。

一 入札参加資格審査申請書

二 共同企業体協定書

三 共同企業体構成員一覧表

(共同企業体の有効期限等)

第17条 発注工事の契約の相手方とならなかった特定企業体の資格の有効期限は、当該工事に係わる請負契約がされたときまでとする。

2 経常企業体の資格の有効期限は、資格者名簿に登録した年度の3月31日とする。

3 請負契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき相当期間跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。

4 共同企業体が資格の有効期限内に解散した場合は、解散届を提出させるものとする。

(共同企業体との契約)

第18条 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とし、請負契約書には、共同企業体協定書(写し)及び付属協定書を添付するものとする。

(様式)

第19条 この運用基準に係わる書類の様式は、別に定める。

(雑則)

第20条 この運用基準により難い特別に事由があるときは、別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は制定の日から施行し平成7年4月1日から適用する。

(関係規定の廃止)

第2条 岩見沢市請負工事(業務委託)共同企業体実施要領(昭和63年4月1日決定)は、廃止する。

附 則（平成16年7月12日改正）

改正後の運用基準は、平成16年7月16日から施行する。

附 則（平成27年3月17日改正）

改正後の運用基準は、平成27年4月1日から施行する。